

〔問 6〕 労働基準法の労働時間に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 1 か月単位の変形労働時間制を採用した場合、変形期間を平均し 1 週間当たりの労働時間が週法定労働時間以内となるようにするために行う、変形期間における所定労働時間の総枠の計算は、次の式によって行う。

$$\frac{\text{その事業場の週法定労働時間} \times \text{変形期間の労働日数}}{7}$$

7

- B フレックスタイム制を採用する場合には、始業及び終業の時刻を労働者の決定にゆだねることとし、かつ、労使協定により、清算期間、清算期間における総労働時間、標準となる 1 日の労働時間、フレキシブルタイム(労働者がその選択により労働することができる時間帯)及びコアタイム(労働者が労働しなければならない時間帯)を定めなければならない。
- C 変形労働時間制を採用せず、始業時刻が午前 8 時、終業時刻が午後 5 時である事業場において、ある労働者が午前 8 時から午前 9 時直前まで遅刻した日について、当該労働者を午前 9 時から午後 6 時まで労働させた場合、その午後 5 時から 6 時まで労働した時間については、労働基準法第 37 条に基づく割増賃金を支払う必要はない。なお、当該事業場における休憩時間は正午から 1 時間である。
- D 週の法定労働時間及び所定労働時間が 40 時間であって変形労働時間制を採用していない事業場において、月曜日に 10 時間、火曜日に 9 時間、水曜日に 8 時間、木曜日に 9 時間労働させ、金曜日は会社創立記念日であるので午前中 4 時間勤務とし午後は休業としたときは、その週の総労働時間数は 40 時間であるので、この月曜から金曜までについては、労働基準法第 37 条に基づく割増賃金を支払う必要はない。
- E 深夜業を含む業務は健康上特に有害な業務として、労働基準法第 36 条第 1 項ただし書の規定によって、36 協定によっても、労働時間の延長は 1 日について 2 時間を超えることはできないこととされている。